

田尻町集団回収奨励金交付規則

平成 14 年 6 月 24 日

規則第 18 号

(目的)

第 1 条 この規則は、住民が集団により自主的に資源ごみを回収した場合に奨励金の交付を行い、もってごみの減量化、資源再利用、環境美化及び廃棄物処理問題に対する住民意識の向上を図ることを目的とする。

(対象団体)

第 2 条 奨励金の交付対象となるものは、10 世帯以上の営利を目的としない住民の団体（以下「団体」という。）であり、事業所等については、適用しないものとする。

(団体の登録)

第 3 条 奨励金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ、田尻町集団回収実施団体登録申請書（様式第 1 号）に団体名簿及び団体規約の写しを添付して、町長に申請しなければならない。

(団体登録の決定等)

第 4 条 町長は、前条の規定により奨励金の団体登録の申請を受理したときは、内容を審査し、登録の可否を決定するものとする。

2 町長は、前条の規定により団体登録の可否を決定したときは、田尻町集団回収実施団体登録決定（却下）通知書（様式第 2 号）により通知する。

(対象品目及び奨励金)

第 5 条 奨励金の交付対象となる品目は、別表のとおりとする。

2 奨励金は、別表に定める基準により交付するものとする。

(交付申請)

第 6 条 奨励金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、田尻町集団回収奨励金交付申請書（様式第 3 号）に田尻町集団回収活動実績報告書（様式第 4 号）及び田尻町集団回収奨励金専用伝票（様式第 5 号）を添付して、町長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出期限は、次の表のとおりとする。ただし、期限の日が日曜日、土曜日又は祝休日のときは、直前の開庁日までとする。

区分	交付申請書提出期限
前期分（4 月から 9 月）	10 月 10 日
後期分（10 月から翌年 3 月）	3 月 31 日

(奨励金の交付決定及び請求)

第 7 条 町長は、前条の規定により奨励金の交付申請を受理したときは、内容を審査し、交付の可否を決定し、田尻町集団回収奨励金交付決定通知書（様式第 6 号）又は田尻町集団回収奨励金不交付決定通知書（様式第 7 号）を通知する。

2 前項の規定により交付決定通知を受けた申請者は、田尻町集団回収奨励金請求書（様式第 8 号）を町長に提出し、請求するものとする。

3 前項の規定による請求書の提出期限は、次の表のとおりとする。ただし、期限の日が日曜日、土曜日又は祝休日のときは、直前の開庁日までとする。

区分	請求書提出期限
前期分（4月から9月）	10月31日
後期分（10月から翌年3月）	4月30日

（奨励金の交付）

第8条 町長は、前条第2項の規定による請求書を受理したときは、当該請求のあった月の翌月の末日までに奨励金を交付するものとする。

（奨励金の返還等）

第9条 町長は、奨励金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定を取り消すものとする。

- （1） 虚偽又は不正の手段により、奨励金の交付決定を受けたとき。
- （2） この規則の規定に基づく町長の指示に違反したとき。

2 町長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消したときは、既に交付した奨励金の一部又は全部の返還を命ずるものとする。

（届出義務）

第10条 申請者は、登録内容に変更があったときは、速やかに、田尻町集団回収実施団体登録変更届（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（台帳の整備）

第11条 町長は、田尻町集団回収実施団体登録台帳（様式第10号）を整備し、登録状況を常に明らかにしておかなければならない。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年3月31日規則第5号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日規則第19号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の規定は、施行日以後の補助金について適用し、施行日以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月30日規則第15号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の規定は、施行日以後の補助金について適用し、施行日以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月25日規則第6号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第4号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日規則第 8 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

田尻町集団回収実施団体登録申請書

年 月 日

田尻町長 様

団 体 名 _____
代表者住所 _____
代表者氏名 _____ (印)
電 話 _____

田尻町集団回収奨励金交付規則第3条の規定に基づき、集団回収実施団体の登録を受けたいので申請します。

団 体 名	
構成人員（世帯数）	人（世帯）
実施予定回数	毎年 回
回収予定品目	・回収予定品目を○でかこんでください。 1 古紙（新聞紙 雑誌 段ボール 紙パック 雑紙） 2 古布 3 缶（アルミ缶 スチール缶）
予定回収業者	

（添付書類）①団体名簿
③団体規約の写し

年 月 日

田尻町集団回収実施団体登録決定（却下）通知書

様

田尻町長

年 月 日付により申請のあった田尻町集団回収実施団体登録申請は、田尻町集団回収奨励金交付規則第4条の規定に基づき、団体登録を（決定・下記理由により却下）します。

記

1. 理由

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、田尻町長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、田尻町を被告として（訴訟において田尻町を代表する者は田尻町長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。

田尻町集団回収奨励金交付申請書

年 月 日

田尻町長 様

団 体 名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____ (印)

電 話 _____

田尻町集団回収奨励金規則第6条の規定に基づき、次のとおり集団回収奨励金の交付を申請します。

実施期間の別 (該当番号に○を記入 してください。)	1. 前期分（4月から9月）	2. 後期分（10月から翌年3月）
----------------------------------	----------------	-------------------

品 目		重 量	単 価	奨 励 金 額
古 紙 類	新 聞	kg	5 円 / kg	円
	雑 誌	kg	5 円 / kg	円
	段ボール	kg	5 円 / kg	円
	紙パック	kg	5 円 / kg	円
	雑 紙	kg	5 円 / kg	円
古 布		kg	5 円 / kg	円
アルミ缶		kg	5 円 / kg	円
スチール缶		kg	5 円 / kg	円
奨励金交付申請額				円

- (添付書類) ①田尻町集団回収活動実績報告書（様式第4号）
②田尻町集団回収奨励金専用伝票

田尻町集団回収活動実績報告書

回収品目 実施年月日	古 紙					古布	アルミ缶	スチール缶
	新聞	雑誌	段ボール	紙パック	雑紙			
年 月 日	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
年 月 日	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
年 月 日	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
年 月 日	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
年 月 日	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
年 月 日	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
年 月 日	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
年 月 日	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
年 月 日	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
年 月 日	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
年 月 日	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
年 月 日	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
年 月 日	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
年 月 日	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
小 計	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	Kg
合 計	k g							

田尻町集団回収奨励金専用伝票

(実施団体)

様

品名	数量	単価	金額						
新聞	kg	円							円
雑誌	kg	円							円
段ボール	kg	円							円
紙パック	kg	円							円
雑紙	kg	円							円
古布	kg	円							円
アルミ缶	kg	円							円
スチール缶	kg	円							円
合計	kg	円							円

年 月 日

上記のとおり、買い上げました。

合計金額 _____ 円

※この伝票は、田尻町集団回収事業以外に使用することはできません。

業者名 _____ 印

住 所 _____

電話番号 _____

お問い合わせ 田尻町民生部生活環境課 電話 (072) 466-5005

年 月 日

田尻町集団回収奨励金交付決定通知書

様

田尻町長

年 月 日付により申請のあった田尻町集団回収奨励金交付申請は、田尻町集団回収奨励金交付規則第7条の規定に基づき、下記のとおり交付します。

記

交付決定額

円

品 目		重 量	単 価	奨 励 金 額
古 紙 類	新 聞	kg	5 円 / kg	円
	雑 誌	kg	5 円 / kg	円
	段 ボール	kg	5 円 / kg	円
	紙 パック	kg	5 円 / kg	円
	雑 紙	kg	5 円 / kg	円
古 布		kg	5 円 / kg	円
アルミ缶		kg	5 円 / kg	円
スチール缶		kg	5 円 / kg	円
奨 励 金 交 付 額				円

年 月 日

田尻町集団回収奨励金不交付決定通知書

様

田尻町長

年 月 日付により申請のあった田尻町集団回収奨励金は、田尻町集団回収奨励金交付規則第7条の規定に基づき、下記理由により不交付とします。

記

1. 不交付決定理由

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、田尻町長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、田尻町を被告として（訴訟において田尻町を代表する者は田尻町長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。

年 月 日

田尻町集団回収奨励金請求書

田尻町長 様

団 体 名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____ (印)

電話番号 _____

次のとおり、田尻町集団回収奨励金を請求します。

奨励金請求額 _____ 円

(振込先) 必ずご記入ください。

金融機関名	
支店(支所)名	
預金種別	1. 普通預金(総合口座含む。) 2. 当座 3. 貯蓄口座
口座番号	右詰めでご記入ください。
フリガナ	
口座名義人	

年 月 日

田尻町集団回収実施団体登録変更届

田尻町長 様

団体名 _____
住 所 _____
代表者名 _____ ⑩
電話番号 _____

1. 変更日

変更年月日	年 月 日
-------	-------

2. 代表者の変更

	新	旧
代表者氏名		
住 所		
電 話 番 号		

3. 金融機関の変更

	新	旧
金融機関名		
支 店 名		
預 金 種 別		
口 座 番 号		
フリカ`ナ		
口座名義人		

田尻町集団回収実施団体登録台帳

実施団体名	
代表者名	
代表者住所	
電話番号	
構成人員 (世帯数)	人 (世帯)
実施予定回数	毎年度 回
回収品目	1 古紙 (新聞 雑誌 段ボール 紙パック 雑紙) 2 古布 3 缶 (アルミ缶 スチール缶)
予定回収業者	
備考	